

## 序章 住生活基本計画策定の目的等

## 1. 計画策定の背景と目的

平成 18 年に制定された住生活基本法は、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場を整備するとともに、国民の住生活の質の向上を図る政策への本格的な転換を図る道筋を示したものです。

同法に基づき、国では「住生活基本計画（全国計画）」、埼玉県では「埼玉県住生活基本計画」が策定され、本市においては平成 21 年度から平成 30 年度を計画期間とする「さいたま市住生活基本計画」を策定し、住宅施策を展開してきました。

この度、国や埼玉県の計画策定からおおむね 5 年が経過する中で、既存住宅の更なる活用、高齢者や子育て世帯の暮らしを支えるサービス環境の構築とともに、低炭素社会への対応など社会情勢の諸課題に対応するため、国や埼玉県では住生活基本計画の見直しを行いました。

本市においては、市政運営の最も基本となる「さいたま市総合振興計画基本計画」の計画期間が平成 25 年度に終了し、新たな計画を策定していることや、住まいを取り巻く動向の変化、国や埼玉県の住生活基本計画の見直しに対応し、さいたま市住生活基本計画の見直しを行います。

## 2. 計画の期間

新たな計画の期間は、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とし、社会経済情勢等の変化に応じた国及び県計画の見直しを受けて、適宜、必要な見直しを行うこととします。

また、重点施策などの目標値についても関連する施策の見直しに伴い、適宜、見直してまいります。

## 3. 計画の位置づけ

「さいたま市住生活基本計画」は、住生活基本法の理念に即しつつ、「住生活基本計画（全国計画）」や「埼玉県住生活基本計画」を踏まえて、本市の地域特性などに配慮した住宅施策に関する基本的な計画です。

また、本市の「さいたま市総合振興計画」の分野別計画であり、都市計画マスタープランなどの関連計画との整合性を図りつつ、推進する計画です。

さいたま市総合振興計画



- さいたま市公共施設マネジメント計画
- さいたま市建築物耐震改修促進計画
- 【都市計画】
  - さいたま 2005 まちプラン  
(さいたま市都市計画マスタープラン)
- 【景観】
  - さいたま市都市景観形成基本計画
  - さいたま市景観計画
- 【環境】
  - さいたま市緑の基本計画
  - さいたま市環境基本計画
  - さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン
  - さいたま市地球温暖化対策実行計画
- 【福祉】
  - さいたま市保健福祉総合計画
  - さいたま市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
  - さいたま子ども・青少年希望(ゆめ)プラン
  - さいたま市障害者総合支援計画
- 【防災・防犯】
  - さいたま市災害に強いまちづくり計画
  - さいたま市防犯のまちづくり推進計画



さいたま市  
住生活基本計画  
(住生活基本法)



さいたま市市営住宅等長寿命化計画



住生活基本計画  
(全国計画)



埼玉県  
住生活基本計画

埼玉県高齢者  
居住安定確保計画

